

# 井原市立芳井小学校 いじめ防止基本方針

令和8年 4月

## いじめに関する現状と課題

- ・本校におけるいじめの発生件数は、令和7年度は9件であった。ほとんどが発生から3か月で解消している。また、いじめにはいたっていないが、人間関係のねじれが気になる学級もある。普段は仲よく過ごしているが、些細なことがきっかけでトラブルが起こることも多い。
- ・トラブルの原因を探っていくと、その原因が発生した時期がかなり以前にまで遡るものもあり、関係改善に向けて時間を要する事例もある。
- ・毎月一回、児童アンケート「あなたの気持ち教えて」アンケートを行い、各自の悩みや相談事を担任が把握するように努めているが、先生には言いにくいと感じている児童もあり、完全に実態を把握しきれていない現状がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会(児童支援推進委員会)を原則毎月一回行い、生徒指導主事を中心にメンバーを構成する。ただし、事案によっては関係ある職員(時には外部の協力を依頼した方)にもその都度参加してもらい、多様な意見を出し合う場とする。
  - ・いじめの未然防止に向け、誰もが活躍できる機会を学校生活のあらゆる場面で設けるよう活動の工夫に努め、児童一人一人が自己肯定感を感じることのできる学校づくりに努める。
  - ・道徳教育や学級活動、児童会活動等ではいじめ問題を自分のこととしてとらえ、いじめをしない・させない・放置しない心情や態度の育成を図る。
  - ・日頃から保護者との連絡を密にする。学校での児童の様子を報告したり、家庭での様子を聞いたりすることで学校と家庭との信頼関係作りを努める。
  - ・毎月の児童アンケートの質問内容を適宜検証することで、児童の実態把握がより正確なもの・信頼性の高いものになるよう改善に努める。
  - ・情報モラル教育を行い、ネットいじめをしない・させない・放置しない心情や態度の育成を図る。
- <重点となる取組>**
- ・教師は、毎月の児童アンケートを行い児童の実態把握に努めるとともに、児童にとって相談しやすい環境づくり・雰囲気づくりに努める。
  - ・クラスの中で自己肯定感がもてるような活動を積極的に取り入れる。
  - ・いじめに関する研修の機会を教職員は勿論、保護者と共にもち、いじめを早く・的確に察知することのできる技能の向上に努める。

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会や学級懇談等で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA人権研修会や地区懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や「芳井地区青少年を育てる会」の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便り等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談日等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### 芳井小いじめ対策委員会(児童支援推進委員会)

##### <対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

##### <対策委員会の開催時期>

- ・原則毎月1回開催(必要に応じて随時開催)

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・緊急の場合は、直ちに全職員を招集し周知する。
- ・急を要しない場合は、終礼で全職員に周知する。

##### <構成メンバー>

- ・校外  
SC、SSW、学校運営協議会委員、関係機関 等
- ・校内  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当者 等

全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・井原市いじめ問題対策連絡協議会
- ・井原市いじめ問題対策専門委員会
- ・岡山県教育委員会
- ・井原市教育委員会
- ・井原市役所子育て支援課
- ・倉敷児童相談所
- ・井原警察署(芳井駐在所)

#### <連携の内容>

- ・SC、SSWの派遣
- ・ケース会議の開催
- ・非行防止教室の実施
- ・重大事案発生時の相談
- ・定期的な情報交換
- ・連絡会議等の開催

#### <学校側の窓口>

- ・教頭

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①

いじめの防止

#### <教職員研修>

- ・児童支援推進委員会や職員会議、終礼などで各学級の気になる児童や不登校傾向の見られる児童、学級の様子など情報の共有を図り、いじめの未然防止を図る。
- ・教職員のいじめに対する指導力・対応力等の向上のため国や岡山県教委から出されている資料等を使っての研修を行う。「いじめを減らす」、「こころ〜いじめ・自殺等の未然防止に向けて〜」等
- ・ハイパーQUを活用して、誰もが居心地の良いと思える学級作りの在り方を検討する。

#### <児童会活動>

- ・「人権週間」では道徳教育で人権を守る心情や態度の育成を図ると共に、児童会活動等においてはいじめをしない・させない・放置しない取組を進める。
- ・「なかよし集会」を開催し、みんなが仲よく出来るための取組を学級ごとに紹介し、学校全体の仲間づくりの大切さを意識させる。
- ・「縦割り班遊び」(年間数回)を開催し、上学年の児童が下学年の児童を思いやりたり、お互いに声を掛け合ったりして仲間づくりを行う。

#### <居場所づくり>

- ・「いじめが起きにくい、いじめを許さない」学級を児童と共に作っていくことで、だれもが安心して学校生活を送れる居場所にする。
- ・日常の授業や行事等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

#### <情報モラル教育>

- ・ネット上でのいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、年間計画に基づいてICT支援員の協力を得ながら各学年の実態に合わせて行う。

②

早期発見

#### <実態把握>

- ・毎月、児童アンケート「あなたの気持ち教えて」アンケートを行い、児童の実態把握に努め、気になる児童には個別に相談できる体制をつくる。
- ・欠席理由が気になる児童については、担任が家庭連絡や家庭訪問をするとともに、随時児童支援推進委員会を開いて素早い対応をする。

#### <相談体制の確立>

- ・基本的には担任が相談に対応するが、児童の要望に応じて他の職員(養護教諭、SSW、SC等)が対応にあたり、児童が話しやすい環境を整える。

#### <情報の共有>

- ・児童の気になる変化や行動があった場合、5W1Hの記録を行い、教職員間でいつでも早急に情報が共有できる体制をつくる。

#### <家庭への啓発>

- ・学校だより、保健だより等にいじめの認知につながるような話題を積極的に発信することで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③

いじめへの対処

#### <いじめの有無の確認>

- ・本校の児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。

#### <いじめへの組織的対応の検討>

- ・いじめへの組織的対応を検討するため、「芳井小いじめ対策委員会」(児童支援推進委員会)を開催する。

#### <いじめられた児童への支援>

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対してSCやSSWとも連携して支援を行う。
- ・事案解消以降も継続的な観察や聞き取りを通して、事案の再発防止に努める。

#### <いじめた児童への指導>

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係などその背後を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができる指導を行う。

#### <保護者・PTAとの連携>

- ・学級懇談において事案の経過や学校の対応等の説明を行い、保護者・PTAの理解を図ると共に連携を深めて対処にあたる。